参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	戦略三文書に沿って進む南西地域の防衛体制強化
著者 / 所属	沓脱　和人 / 外交防衛委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	473 号
刊行日	2025-2-27
頁	65-76
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/20250227.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL　03-3581-3111（内線 75020）／ 03-5521-7686（直通））。

戦略三文書に沿って進む南西地域の防衛体制強化

沓脱　和人
（外交防衛委員会調査室）

１．はじめに
２．南西地域における防衛体制強化の経緯
３．令和７年度予算案における防衛力整備
４．第 217 回国会（令和７年常会）における防衛省提出法案

１．はじめに

中国海軍の軍艦３隻と海警局の船舶３隻が令和６年12月に沖縄本島と宮古島間の宮古海峡を共同航行したほか、重武装した海警船団が尖閣諸島周辺に派遣されていたことが報じられた[1]。中国による台湾侵攻は、軍艦や海警船が台湾を取り囲み、海上封鎖してからミサイル攻撃や上陸作戦に移行することが想定され、中国側の一連の動きは、尖閣や先島諸島まで海上封鎖の範囲が拡大する可能性があると指摘される[2]。

かつて自衛隊の空白地域だった南西諸島は、平成22年12月に策定された防衛大綱(22大綱)において南西シフト強化の方針が打ち出された後、平成28年３月に沖縄県の与那国島、平成31年３月に宮古島と鹿児島県の奄美大島、令和５年３月に沖縄県の石垣島に陸上自衛隊の駐屯地が次々と開設され、警備部隊やミサイル部隊等が新編されている。

令和４年12月の戦略三文書（国家安全保障戦略、国家防衛戦略及び防衛力整備計画）の策定以降は、主に島嶼部を含む我が国への侵攻に対して必要な部隊を迅速に機動展開させるための海上輸送力・航空輸送力の強化や輸送能力強化に伴う住民避難の迅速化を図ることとしているほか、火薬庫の増設、補給処支処の新編等を進めている。また、政府全体として、国家安全保障戦略に基づく総合的な防衛体制の強化の一環として、平素から必要に応じて自衛隊・海上保安庁が民間の空港・港湾を円滑に利用できるよう特定利用空港・港湾（全国28の空港・港湾が指定）の整備等を進めている。

本稿では、これまでの南西地域における防衛体制強化の経緯を俯瞰した上で、令和７年

[1] 『読売新聞』（令 7.1.1）
[2] 同上

度の防衛分野における主な課題として、戦略三文書で重視される７分野[3]のうち「機動展開能力・国民保護」及び「持続性・強靱性」の分野に焦点を当てて同年度の予算措置等の内容を見ていくこととしたい[4]。また、最後に第217回国会（令和７年常会）における防衛省提出法案の概要も紹介する[5]。なお、文中の名称、肩書等はいずれも当時のものである。

２．南西地域における防衛体制強化の経緯

（１）22大綱

平成22年12月に策定された防衛計画の大綱（22大綱）[6]において、「島嶼部への攻撃に対しては、機動運用可能な部隊を迅速に展開し、平素から配置している部隊と協力して侵略を阻止・排除する。その際、巡航ミサイル対処を含め島嶼周辺における防空態勢を確立するとともに、周辺海空域における航空優勢及び海上輸送路の安全を確保する」として島嶼部の防衛に言及した上で[7]、「部隊の地理的配置や各自衛隊の運用を適切に見直すとともに、南西地域も含め、警戒監視、洋上哨戒、防空、弾道ミサイル対処、輸送、指揮通信等の機能を重点的に整備し、防衛態勢の充実を図る」として南西地域の防衛力強化の方針を打ち出した[8]。

22大綱策定当時、民主党政権下で防衛大臣を務めた北澤俊美氏は、いわゆる「南西シフト」の導入について「北朝鮮の脅威が少し増してきたこと、それから尖閣諸島問題。そうしたものを合わせてちょうどターニングポイントだった」、「基本的には領土、領海、領空を守って、国民の生命・財産を守る基本動作からすると、先島に一定の警戒監視の機能を持たせるのは重要」だったと振り返っている[9]。

（２）25大綱及び26中期防

平成25年12月に策定された防衛計画の大綱（25大綱）[10]では、島嶼部への攻撃に対して実効的に対応するための前提となる海上優勢及び航空優勢を確実に維持するため「航空機や艦艇、ミサイル等による攻撃への対処能力を強化する」と述べるとともに、南西地域における事態生起時に自衛隊の部隊が迅速かつ継続的に対応できるよう「後方支援能力を向上

---

[3] 国家防衛戦略では、①スタンド・オフ防衛能力、②統合防空ミサイル防衛能力、③無人アセット防衛能力、④領域横断作戦能力、⑤指揮統制・情報関連機能、⑥機動展開能力・国民保護及び⑦持続性・強靱性を防衛力の抜本的強化に当たって重視する７分野としている。

[4] 令和７年度防衛関係費全般の解説については、藤川隆明「2025年度防衛関係費の概要－防衛力整備計画に基づく３年度目の予算編成－」『立法と調査』第472号84頁～97頁、また、近年、防衛省・自衛隊の課題として注目される人的基盤の強化については、佐久間惇「自衛隊の人的基盤をめぐる状況－厳しい採用環境と処遇改善を中心とした取組－」『立法と調査』第472号228頁～241頁を参照されたい。

[5] 本稿は令和７年２月10日現在の情報に基づき執筆している（参照ＵＲＬの最終アクセス日も同日）。

[6] 正式名称は、「平成23年度以降に係る防衛計画の大綱」である（平成22年12月17日安全保障会議及び閣議決定）。

[7] 「平成23年度以降に係る防衛計画の大綱」10頁

[8] 前掲注7、12頁

[9] 琉球朝日放送QAB NEWS Headline「沖縄と自衛隊(16)/元防衛大臣に聞く「南西シフト」の源流/当初の意図と現実のかい離は？」（令5.10.18）〈https://www.qab.co.jp/news/20231018189943.html〉

[10] 正式名称は、「平成26年度以降に係る防衛計画の大綱」である（平成25年12月17日国家安全保障会議及び閣議決定）。

させる」ことが記載された[11]。その上で、中期防衛力整備計画（26中期防）[12]において、与那国島への陸上自衛隊沿岸監視部隊の配備、那覇基地への航空自衛隊戦闘機部隊１個飛行隊の移動と警戒航空部隊１個飛行隊の新編、島嶼侵攻があった場合に速やかに上陸・奪回・確保するための陸上自衛隊水陸機動団の新編等のほか、南西地域における展開基盤確保のため、所要の弾薬や補用部品等を運用上最適な場所に保管することなどが盛り込まれた[13]。

（３）30大綱及び31中期防

全長1,200kmにも及ぶ南西地域には、沖縄本島以外に陸上自衛隊の部隊は配置されていなかったが、平成28年３月に初めて与那国島に駐屯地が開設された。その後、平成30年12月に策定された防衛計画の大綱（30大綱）[14]において、陸上自衛隊の体制として自衛隊配備の空白地帯となっている島嶼部への部隊配備を図り、島嶼部等に対する侵攻に対処し得るよう「地対艦誘導弾部隊及び島嶼防衛用高速滑空弾部隊を保持する」ことが記載された[15]。

その上で、中期防衛力整備計画（31中期防）[16]では、南西地域の島嶼部の部隊の態勢強化のため、初動を担当する警備部隊、地対空誘導弾部隊及び地対艦誘導弾部隊の新編等を行うとともに、島嶼部等に対する侵攻に対処し得るよう島嶼防衛用高速滑空弾部隊の新編に向け必要な措置を講ずるとされた[17]。また、島嶼部への輸送機能を強化するため、中型級船舶（ＬＳＶ）及び小型級船舶（ＬＣＵ）を新たに導入するとともに、今後の水陸両用作戦等の円滑な実施に必要な新たな艦艇の在り方についても検討するとされた[18]。

上記の大綱、中期防に基づき、平成31年３月に陸上自衛隊宮古島駐屯地（警備隊を新編、令和２年に地対艦誘導弾部隊を新編）及び奄美駐屯地（警備隊を新編、瀬戸内分屯地に地対艦誘導弾部隊等を新編）を開設するなど南西地域における防衛力整備が着実に進められていった。なお、沖縄本島以外の南西地域で初めて駐屯地が開設された与那国町では、令和５年１月に防衛省沖縄防衛局が町と町議会に対して行った説明会において、駐屯地を拡張した上で地対空誘導弾部隊等を新たに設置する方針を示したことに対して、出席者から困惑の声が上がり、崎元俊男町議会議長は「今ある沿岸監視部隊はいわゆる『守りの部隊』であって、『攻撃部隊』は来ないと思っていた。だからそこまで危機感を持っていなかった」と述べたことが報じられた[19]。

---

[11] 前掲注10、17頁
[12] 正式名称は、「中期防衛力整備計画（平成26年度～平成30年度）」である（平成25年12月17日国家安全保障会議及び閣議決定）。
[13] 前掲注12、3～14頁
[14] 正式名称は、「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱」である（平成30年12月18日国家安全保障会議及び閣議決定）。
[15] 前掲注14、25頁
[16] 正式名称は、「中期防衛力整備計画（平成31年度～平成35年度）」である（平成30年12月18日国家安全保障会議及び閣議決定）。
[17] 前掲注16、４頁
[18] 前掲注16、13頁
[19] 『琉球新報』（令5.1.16）

図表１　九州・南西地域における主要部隊新編状況（平成 28（2016）年以降）

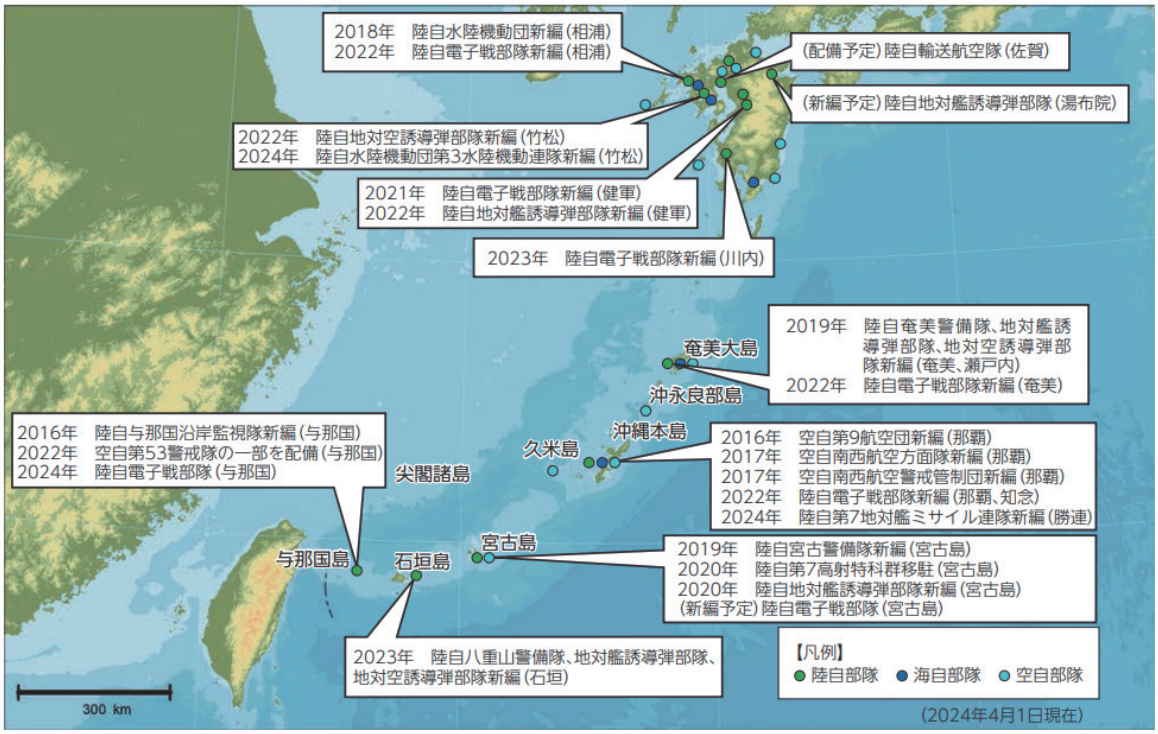

（出所）令和６年版防衛白書

（４）日米連携の強化

令和３年12月、陸上自衛隊の「領域横断作戦」と米海兵隊の「機動展開前進基地作戦（ＥＡＢＯ[20]）」を踏まえた連携向上を図るため、実動訓練「レゾリュート・ドラゴン21」が実施された。防衛省は30大綱において「陸・海・空という従来の区分に依拠した発想から完全に脱却し、全ての領域を横断的に連携させた新たな防衛力」を構築することを謳い[21]、米海兵隊は令和２年３月発表の「FORCE DESIGN 2030」及び令和３年２月発表の「TENTATIVE MANUAL FOR EXPEDITIONARY ADVANCED BASE OPERATIONS」によりＥＡＢＯに基づく部隊の作戦要領の具体化を進めていた中での実動訓練である。防衛省は、領域横断作戦とＥＡＢＯの共通点について、作戦当初から戦域内に所在する「スタンド・イン」フォースとして、あらゆる領域からの攻撃に対して部隊を防護し、持久して作戦を遂行する点にあると解説し、日米が互いに補完し合いながら作戦を遂行することが極めて重要と説明する[22]。

なお、在沖縄米海兵隊は、令和５年11月にＥＡＢＯを実行する中核部隊として従来の第12海兵連隊を改編し、第12海兵沿岸連隊（ＭＬＲ）を発足させた。ＭＬＲは、①対艦ミサイル部隊を含む歩兵部隊の「沿岸戦闘チーム」、②防空ミサイルを有する「沿岸防空大隊」、③補給・支援を担う「沿岸後方大隊」の３つの組織で構成され、「基地は少なく、拠点を多

---

[20] Expeditionary Advanced Base Operations の略であり、「遠征前方基地作戦」とも呼ばれる。事態発生前から部隊を分散展開し、展開した部隊は防空、機動・分散等の能力により敵の攻撃から残存することを目指すとともに、情報収集しつつ対艦ミサイルで敵の行動を制約し、海軍・空軍を中心とする作戦を支援する。

[21] 前掲注 14、2 頁

[22] 防衛省ウェブサイト〈https://www.mod.go.jp/gsdf/news/train/2022/20220208_02.html〉

く（fewer bases, more places）」の考え方の下、小さく分散し、素早く動く部隊である。発足式典において連隊司令官のピーター・エルトリングハム大佐は「第一列島線[23]にいることを誇りに思う」と強調した[24]。令和６年12月、米海兵隊は沖縄に駐留する部隊をグアムなどに移転する計画の一環としておよそ100人の隊員がグアムへの移転を開始したと発表した。海兵隊は中国軍のミサイル能力の向上などを背景に、有事の際には敵のミサイル射程圏内での偵察や攻撃を担うＭＬＲを数年以内にグアムにも配備するとしており、部隊の再編を進めていると報じられている[25]。

また、米軍は、日本における米軍の戦力態勢をより多面的、強靭、機動的なものに強化する必要から、海上機動力強化のため、令和５年４月に小型揚陸艇部隊を新編した（令和６年２月に運用開始）。同部隊は、これまで随時派遣であった船舶運用のための要員を横浜ノース・ドックに常時配置（13隻及び約280名の編成）するものである。

図表２　横浜ノース・ドックにおける米軍の小型揚陸艇部隊の新編

（出所）政府資料

なお、米軍による日本国内の施設・区域の使用について、日米地位協定第２条１(a)がいわゆる「全土基地方式」（米側が日本の施政下にある領域内であればどこにでも施設・区域の提供を求める権利を有し、日本は日米安保条約第６条の施設・区域の提供目的に合致した米側の提供要求を合理的な理由なしに拒否できないことが考えられることから、米軍が日本国内のどこにでも基地を設置することが可能になるとされる）[26]を容認しているのではないかとの疑義が国会においても指摘されてきた[27]。この点、外務省は、「米軍の施設・区域は、日本と極東の平和と安全の維持に寄与するとの目的達成のため、日本政府が米国に対してその使用を許しているものであり、日本側の同意なしに、米国が日本国内に施設・

---

[23] 中国が独自に設定している九州南端から沖縄・台湾などを経てフィリピンに至る軍事ライン。
[24] 『産経新聞』（令 5.11.15）
[25] NHK NEWS WEB「アメリカ海兵隊　沖縄駐留の約 100 人　グアムへ移転開始と発表」<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20241215/k10014668291000.html>
[26] 「全土基地方式」の詳細については、明日川融著『日米地位協定　その歴史と現在』（みすず書房　2017 年）12～45 頁を参照。
[27] 第 68 回国会衆議院内閣委員会議録第 10 号４頁（昭 47.4.13）

区域を設置することはできない」との見解を示している[28]。

（５）戦略三文書

令和４年12月に策定された戦略三文書では、国家防衛戦略において、島嶼部を含む我が国への侵攻に対して、状況に応じて必要な部隊を迅速に機動展開させる必要があり、自衛隊自身の海上輸送力・航空輸送力を強化するとともに、民間資金等活用事業（ＰＦＩ[29]）等の民間輸送力を最大限活用する方針が掲げられた。その上で、これらによる部隊への輸送・補給等がより円滑かつ効果的に実施できるように「統合による後方補給態勢を強化」するとし、特に島嶼部が集中する南西地域における空港・港湾施設等の利用可能範囲の拡大や補給能力の向上を実施していくとともに、全国に所在する補給拠点の近代化を積極的に推進するとされた。また、令和９年度までにＰＦＩ船舶の活用の拡大等により輸送能力を強化することで、南西方面の防衛態勢を迅速に構築可能な能力を獲得し、「住民避難の迅速化を図る」と記載されている[30]。さらに、我が国への侵攻が想定される事態においては、島嶼部等への部隊の展開を迅速に行うため、陸上自衛隊は中型・小型船舶等を、海上自衛隊は輸送艦等を、航空自衛隊は輸送機等を確保することにより「機動・展開能力を強化」するとしており、特に陸上自衛隊では沖縄における国民保護をも目的として部隊強化を含む体制強化を図るとされている[31]。

防衛力整備計画においては、島嶼部への侵攻阻止に必要な部隊等を南西地域に迅速かつ確実に輸送するため、輸送船舶（中型級船舶（ＬＳＶ）、小型級船舶（ＬＣＵ）及び機動舟艇）、輸送機（Ｃ－２）、空中給油・輸送機（ＫＣ－46Ａ等）、輸送・多用途ヘリコプター（ＣＨ－47Ｊ／ＪＡ、ＵＨ－２）等の各種輸送アセットの取得を推進するとし、海上輸送力を補完するため、車両及びコンテナの大量輸送に特化した民間資金等活用事業（ＰＦＩ）船舶を確保するとしている。加えて、南西地域への輸送における自己完結性を高めるため、輸送車両（コンテナトレーラー）及び荷役器材（大型クレーン、大型フォークリフト等）を取得し、港湾規模に制約のある島嶼部への輸送の効率性を高めるため、揚陸支援システムの研究開発を進めると同時に、輸送を必要とする補給品の南西地域への備蓄により、輸送所要を軽減する取組を講じるとしている[32]。また、自衛隊の体制整備として、南西地域への機動展開能力を向上させるための海上輸送部隊の新編（共同の部隊）[33]、南西地域における防衛体制を強化するための第15旅団の師団化や持続性・強靱性を強化するための補給処支処の新編（陸上自衛隊）のほか、施設整備として火薬庫の島嶼部への分散配置等が挙げ

---

[28] 外務省ウェブサイト「日米地位協定Q&A」<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/sfa/qa.html#q6>

[29] Private Finance Initiativeの略であり、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

[30] 「国家防衛戦略」21頁

[31] 前掲注30、23頁

[32] 「防衛力整備計画」8～9頁

[33] 防衛力整備計画に「南西地域への機動展開能力を向上させるため、共同の部隊として海上輸送部隊を新編する」と記載されたことを踏まえ、令和６年度末までに自衛隊法施行令を改正し、共同の部隊として自衛隊海上輸送群（仮称）が新編される予定である。

られている[34]。なお、戦略三文書では、従来、敵基地攻撃能力とも呼ばれてきた能力を「反撃能力」と称した上で、スタンド・オフ・ミサイル[35]を活用してその能力を行使するとした。スタンド・オフ・ミサイルは、米国製トマホークのほか、12式地対艦誘導弾能力向上型、島嶼防衛用高速滑空弾、極超音速誘導弾等があたるとされ、そのうち12式地対艦誘導弾能力向上型（地発型）は令和７年度中にも部隊配備が予定される。この点、沖縄県内と奄美大島への配備計画を問われた中谷元防衛大臣は、具体的な配備場所は現在検討中である旨述べている[36]。なお、小野功雄防衛省沖縄防衛局長は令和５年１月に沖縄市、与那国町、石垣市、宮古島市、うるま市の首長や議会関係者を訪ねた際、各地で反撃能力の配備先について尋ねられたが、「現時点で計画はない」などと明言しなかったとされる[37]。

３．令和７年度予算案における防衛力整備

令和７年度予算案のうち、本稿の主テーマである南西地域の防衛力強化と関係が深い「機動展開能力・国民保護」及び「持続性・強靱性」に係る予算措置を見ていくこととしたい。

（１）機動展開能力・国民保護

令和７年度予算案において、主に①機動展開輸送アセットの取得の推進及び②民間海上輸送力の活用にかかる予算として約4,545億円が計上されている。

①機動展開輸送アセットの取得の推進では、島嶼部への海上輸送能力強化のため、本土と島嶼部間の輸送を実施可能な中型級船舶、水深の浅い島嶼部の港湾にも輸送を実施可能な小型級船舶、小型級船舶では接岸できない島嶼への輸送を実施可能な機動舟艇の各種輸送船舶を導入し、令和６年度末新編予定の自衛隊海上輸送群（仮称）において運用することとしており、令和７年度予算案では中型級船舶（１隻：80億円）、小型級船舶（１隻：64億円）及び機動舟艇（１隻：58億円）の取得経費が計上されている。

図表３　各種輸送船艇の取得予定

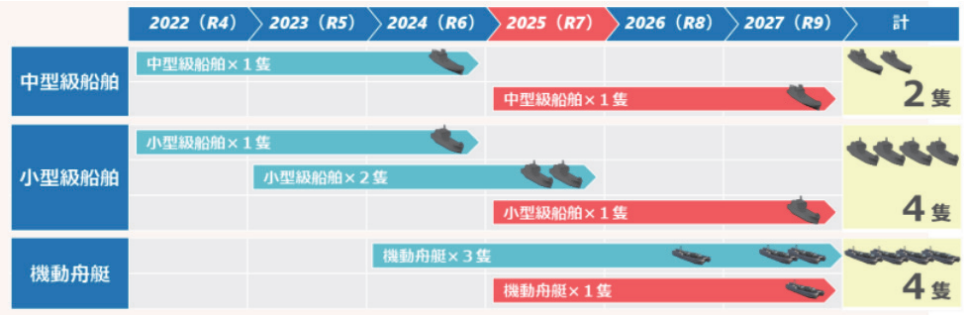

※令和７年度以降のスケジュールについては全て予定
（出所）防衛省「防衛力抜本的強化の進捗と予算 -令和７年度予算案の概要-」

---

[34] 前掲注 32、10～11 頁

[35] 31 中期防には、「我が国への侵攻を試みる艦艇や上陸部隊等に対して、自衛隊員の安全を確保しつつ、侵攻を効果的に阻止するため、相手方の脅威圏の外から対処可能なスタンド・オフ・ミサイル（ＪＳＭ、JASSM 及び LRASM）の整備を進めるほか、島嶼防衛用高速滑空弾、新たな島嶼防衛用対艦誘導弾及び極超音速誘導弾の研究開発を推進する」（10～11 頁）と記載された。

[36] 防衛大臣記者会見（令 7.1.22）〈https://www.mod.go.jp/j/press/kisha/2025/0122a_r.html〉

[37] 『琉球新報』（令 5.1.16）

このほか、南西地域等の広大な空域において戦闘機等が粘り強く戦闘を継続するために必要な空中給油・輸送機（ＫＣ－46Ａ）４機の取得に2,231億円、空中機動、航空輸送等の航空輸送能力が強化された多用途ヘリコプター（ＵＨ－２）16機の取得に529億円が計上されている。

②民間海上輸送力の活用では、南西地域の島嶼部への部隊等を輸送する海上輸送力を補完するため、車両及びコンテナの大量輸送に特化した民間資金等活用事業（ＰＦＩ）船舶（４隻）に396億円を計上し、同船舶を使用した部隊、装備品等の輸送訓練及び港湾入港検証の実施に12億円を計上している。

なお、国民保護について、令和７年１月、中谷防衛大臣は沖縄県の与那国、竹富、波照間等を視察した際、「離島の住民避難は移送手段に制約がある。国が積極的に支援しなければならない」と発言した。政府は有事に先島諸島の５市町村で住民・観光客合わせて約12万人の避難者が生じると見積もるが、先島諸島には滑走路が短い空港や、小規模な港が多く、大型の航空機や船を使いづらいため「輸送力が足りない」とも指摘される[38]。

（２）持続性・強靱性

防衛省は、自衛隊の運用を円滑にするため、弾薬・燃料の確保、可動数の向上（部品不足の解消等）、施設の強靱化（部隊新編及び新規装備品導入などに伴う施設整備等）、運用基盤の強化（製造態勢の強化等）等を図ることが重要とした上で、令和７年度予算案において、①弾薬の確保、②装備品等の維持整備及び③施設の強靱化にかかる予算を計上している。

①弾薬の確保では、スタンド・オフ・ミサイルとして、12式地対艦誘導弾能力向上型の開発・取得、潜水艦発射型誘導弾の開発・取得、島嶼防衛用高速滑空弾の開発・取得、極超音速誘導弾の製造態勢等の拡充等、その他のスタンド・オフ・ミサイル等としてＪＳＭ、JASSMの取得経費が計上されている。また、スタンド・オフ・ミサイル以外のその他継続的な部隊運用に必要な各種弾薬の所要数量を早期に整備するとして、中距離多目的誘導弾、155㎜りゅう弾砲用弾薬、5.56㎜火薬用弾薬、23式艦対空誘導弾、23式空対艦誘導弾、中距離空対空ミサイル（ＡＩＭ-120）、中距離空対空ミサイル（ＡＡＭ-４Ｂ）等の取得経費が計上されており、弾薬の確保全体として約7,675億円が見込まれている。

②装備品等の維持整備では、部品不足による非可動を解消し、保有装備品の可動数の最大化及び部隊能力の維持向上を図るため、十分な部品を確保し、確実な整備を行う経費として全体で約２兆2,247億円が計上されている。この中には、令和７年度より小型級船舶２隻の維持整備をＰＢＬ[39]にて行う経費（30億円）や、部隊改編等で使用しなくなった装備品のうち、まだ能力を発揮し得る装備品について管理コストを抑制しつつ長期保管を行い、

---

[38] 『産経新聞』（令 7.1.23）

[39] Performance Based Logistics の略であり、装備品等の維持・整備に係る業務について、部品等の売買契約若しくは製造請負契約又は修理等の役務請負契約の都度、必要な部品の個数及び役務の工数に応じた契約を結ぶのではなく、役務の提供等によって得られる成果（可動率の維持・向上、修理時間の短縮、安定在庫の確保等のパフォーマンスの達成）に主眼を置いて、官民の長期的なパートナーシップの下で包括的な業務範囲について契約を結ぶことをいう。

必要に応じ部隊に補充する予備装備品の維持経費（７億円）が含まれている。

③施設の強靭化では、既存施設の更新（2,694億円）、主要司令部等の地下化（874億円）、自然災害対策（93億円）、火薬庫の整備（336億円）、部隊新編及び新規装備品導入などに伴う施設整備等（2,956億円）、新たなドローン対処器材の導入（30億円）の合計約6,983億円が計上されている。このうち火薬庫の整備については、令和７年度予算案において以下の火薬庫が整備される見込みである。

図表４　令和７年度予算案における火薬庫の整備

地域	基地・駐屯地
北海道・東北	近文台分屯地、多田分屯地、足寄分屯地、白老駐屯地、八戸航空基地、千歳基地、長沼分屯基地、車力分屯基地、東北町分屯基地、松島基地
関東	横須賀地方総監部、厚木航空基地、横田基地、習志野分屯基地
北陸・東海	輪島分屯基地、小牧基地、高蔵寺分屯基地
近畿	舞鶴地方総監部、祝園分屯地、饗庭野分屯基地
中国・四国	呉地方総監部、 防府南基地、土佐清水分屯基地
九州・沖縄	小倉駐屯地、健軍駐屯地、大分分屯地、えびの駐屯地、国分駐屯地、瀬戸内分屯地、佐世保地方総監部、鹿屋航空基地、築城基地、芦屋基地、春日基地、高良台分屯基地、背振山分屯基地、新田原基地、奄美大島分屯基地、沖永良部島分屯基地、恩納分屯基地、知念分屯基地、宮古島分屯基地、鹿児島県（さつま町）

（出所）防衛省資料を基に筆者作成

このほか、陸上自衛隊においては、補給統制本部を改編し、各補給処を一元的に運用することで後方支援体制を強化するとして補給本部（仮称）へ改編する組織改革が行われるとともに、武器学校、需品学校、輸送学校を統合し、「後方支援学校（仮称）」を新編することとしている。

図表５　補給本部（仮称）への改編

（出所）防衛省「防衛力抜本的強化の進捗と予算－令和７年度予算案の概要－」

（参考）特定利用空港・港湾の整備（全国28の空港・港湾が指定）

令和４年12月策定の国家安全保障戦略において、「総合的な防衛体制の強化の一環として、自衛隊・海上保安庁による国民保護への対応、平素の訓練、有事の際の展開等を目的とした円滑な利用・配備のため、自衛隊・海上保安庁のニーズに基づき、空港・港湾等の公共インフラの整備や機能を強化する政府横断的な仕組みを創設する」と記載された[40]こ

[40] 「国家安全保障戦略」24～25頁

とを踏まえ、政府は令和６年４月、特定利用空港・港湾に全国５つの空港と11の港湾の16施設[41]を指定することを閣議決定した。その後、同年８月に３つの空港と９つの港湾の12施設[42]を追加し、現在28施設が指定されている。特定利用空港・港湾になった場合の整備について、政府は、民生利用を主としつつ、自衛隊・海上保安庁による円滑な利用にも資するよう、空港の滑走路延長やエプロン整備、港湾の岸壁整備や航路整備などに加え、それぞれの既存事業を促進することによって、空港・港湾の利便性の確保や機能を強化するものと説明しており、自衛隊や海上保安庁専用の施設を整備するものではないとしている[43]。

なお、令和７年１月、糸数健一与那国町長は中谷防衛大臣に対して、町内での新たな港の整備と与那国空港の機能拡充を前提に、特定利用空港・港湾の指定を要請したとされる。これに対して中谷大臣は、「指定に向けては空港の管理者である沖縄県の理解が必要で、県とはこれまで以上に緊密な調整をしていると報告を受けている。島内の空港や港湾施設については自衛隊のニーズもあり、今後も県との調整にしっかり取り組みたい」と述べたとされる[44]。

図表６　九州・南西地域における特定利用空港・港湾

（出所）筆者作成

---

[41] 北九州空港、長崎空港、福江空港、宮崎空港、那覇空港の５つの空港と、室蘭港、苫小牧港、釧路港、留萌港、石狩湾新港、高松港、高知港、須崎港、宿毛湾港、博多港、石垣港の 11 の港湾が指定された。

[42] 鹿児島空港、徳之島空港、熊本空港の３つの空港と、鹿児島港、志布志港、川内港、西之表港、名瀬港、和泊港、熊本港、八代港、敦賀港の９つの港湾が指定された。

[43] 内閣官房ウェブサイト「『総合的な防衛体制の強化に資する公共インフラ整備』に関する Q&A」（令和６年 12 月 20 日更新）〈https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/koukyou_infra_qa/faq.html〉

[44] NHK 沖縄 NEWS WEB「与那国町長が中谷防衛相に『特定利用空港・港湾』指定を要請」（令 7.1.22）〈https://www3.nhk.or.jp/lnews/okinawa/20250122/5090030534.html〉

４．第217回国会（令和７年常会）における防衛省提出法案

（１）防衛省設置法等改正案

自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官定数の変更及び水上艦隊（仮称）の新編その他の自衛隊の組織の改編を行う。

図表７　自衛官定数の変更

（単位：人）

常備自衛官定数	2024年度末	2025年度末	増△減
陸上自衛隊	149,767	149,403	△364
海上自衛隊	45,452	45,462	＋10
航空自衛隊	47,007	47,131	＋124
共同の部隊	2,193	2,423	＋230
統合幕僚監部	343	343	0
情報本部	1,936	1,936	0
内部部局	50	50	0
防衛装備庁	406	406	0
合計	247,154	247,154	0

注：各年度末の定数は予算上の数字である。

（出所）防衛省「防衛力抜本的強化の進捗と予算－令和７年度予算案の概要－」

なお、水上艦隊（仮称）の新編は、海上自衛隊の護衛艦隊、掃海隊群等の水上艦隊部隊を一元的に指揮監督する体制を整備するものである。

図表８　海上自衛隊水上艦隊（仮称）の新編

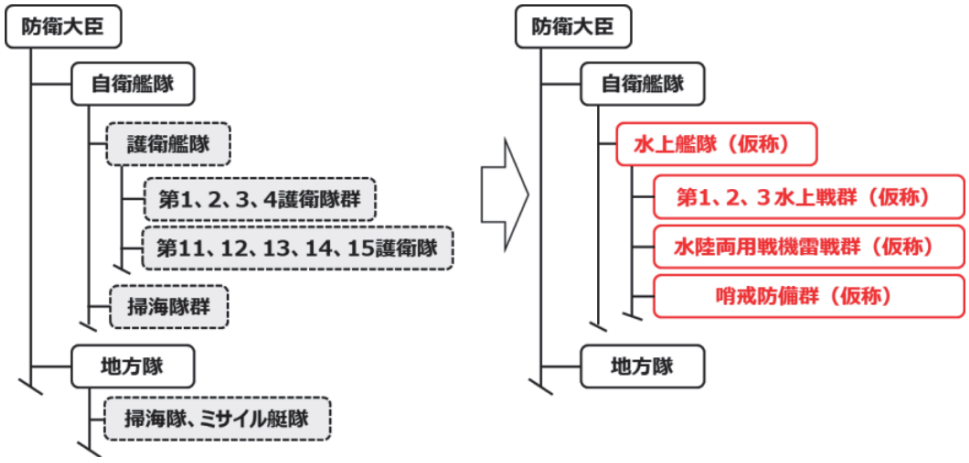

（出所）防衛省「防衛力抜本的強化の進捗と予算－令和７年度予算案の概要－」

このほか、自衛官の再任用に係る要件の見直し、航空管制官手当（仮称）の新設その他

の自衛官等の人材確保のための制度の整備、物品役務相互提供協定（ＡＣＳＡ）に係る規定の整備、装備移転等に伴う装備品等の製造等を適切に実施するための規定の整備等の措置を講ずる。

（２）円滑化協定実施法案

円滑化協定（ＲＡＡ：Reciprocal Access Agreement）とは、一方の国の部隊が他方の国を訪問して共同訓練等を行う際の手続及び同部隊の法的地位等を定めるものである。日本における外国軍隊の法的地位等を定める協定としては、日米地位協定及び国連軍地位協定が存在していたが、自衛隊と相手国軍隊の双方が日本又は相手国の領域において共同訓練等を行うことを前提として作成された協定は、令和５年４月に第211回国会（常会）において承認された日・豪部隊間協力円滑化協定（日豪ＲＡＡ）[45]及び日・英部隊間協力円滑化協定（日英ＲＡＡ）[46]が初めてとなる[47]。なお、同国会では両協定の国内実施法として日豪円滑化協定実施法案[48]及び日英円滑化協定実施法案[49]が提出され、可決・成立している。

今般、日本とフィリピンの一方の国の部隊が他方の国を訪問して活動を行う際の手続及び同部隊の地位等について定める日・比部隊間協力円滑化協定（日比ＲＡＡ）[50]の承認案件が第217回国会に提出されるとともに、国内実施法案として円滑化協定実施法案が提出される予定である。

同法案は、日比ＲＡＡのみを対象とする国内実施法案ではなく、円滑化協定に係る法制の簡素化及び円滑化協定の適確な実施を確保するため、これまで締結した円滑化協定の実施に関する諸法律を統合するとともに、今後締結する円滑化協定の実施に備えて、①道路運送法及び道路運送車両法の適用除外、②刑事手続等の特例、③国の賠償責任の特例並びに④特殊海事損害に係る賠償請求の援助に関する措置に関し共通して必要な事項を定めるものである。

（くつぬぎ　かずひと）

---

[45] 正式名称は、「日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定」である。

[46] 正式名称は、「日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定」である。

[47] 日豪ＲＡＡ及び日英ＲＡＡの詳細については、今井和昌、奥利匡史「豪州・英国との部隊間の共同運用・訓練の円滑化 －日豪・日英部隊間協力円滑化協定及び同実施法案－」『立法と調査』第 455 号３頁～12 頁を参照されたい。

[48] 正式名称は、「日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律案」である。

[49] 正式名称は、「日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律案」である。

[50] 正式名称は、「日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定」である。